

浜頓別都市計画（浜頓別町）（非線引き都市計画区域）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

I. 都市計画の目標

1. 基本的事項

（1）目標年次

この方針では、浜頓別都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を令和 12 年(2030 年)の姿として策定する。

（2）範囲

本区域の範囲及び規模は次のとおりである。

浜頓別都市計画区域	市 町 名	範 囲	規 模
	浜頓別町	行政区域の一部	約 890 ha

2. 都市づくりの基本的理念

本区域は、道北連携地域宗谷地域の、クッチャロ湖とオホーツク海に挟まれた自然環境の豊かな地域に位置しており、役場庁舎などの公共施設や商店街が位置する浜頓別地区と、頓別漁港が位置する頓別地区の 2 つの市街地が形成されている。

また、これらの市街地を広域幹線道路である国道 238 号及び国道 275 号が縦貫している。

基幹産業は、酪農業や漁業を中心とした第一次産業であり、乳製品や水産加工品などの地場の原材料を主体とした製造業や加工業も立地している。このほか、クッチャロ湖やベニヤ原生花園などの自然景観を活かした観光産業が展開されており、地域産業と連携した商業振興に期待が寄せられている。

行政区域内人口は減少傾向にあり、市街地内人口も同様の傾向にある。

既成市街地内では人口等の減少に伴い遊休地が散見される一方、国道 238 号及び国道 275 号の沿道では公園や公共施設等の整備、大型商業店舗の進出等、一部に土地利用の変化が見られる。

このような現状から、次のような取組みが急務となっている。

- ・効率的な土地利用と土地の有効活用
- ・住民が安全に安心して暮らせる都市施設等の整備の推進
- ・高齢社会への対応
- ・隣接する道立自然公園等の環境の保全
- ・市街地活性化のための地場産業及び観光の振興

今後は、浜頓別町に住んでいる人が将来にわたり「住み続けたい」と思えるまちであり、さらには、一度町外に出られた人や住んだことのない人からも「かえりたい」と思われる町であることを、また、人や産業がいつまでも元気で、つながりを深め、いつまでも輝き続けられる「ふるさと・はまとんべつ」をこれからも築いていくことをめざし、「住み続けたいまち かえりたいまち 輝くふるさと はまとんべつ」を将来像とし、まちづくりの目標を次のとおり定めている。

- ・自然環境と調和した快適で住み良いまちづくり
- ・こころが通いあい安心して暮らせるまちづくり
- ・いきいきとした産業で潤いのあるまちづくり
- ・個性豊かな人づくりと文化を育むまちづくり
- ・みんなで創る元気で明るいまちづくり

本区域の都市づくりにおいては、このことを踏まえるとともに、今後は人口の減少や少子高齢化が進行することから、市街地の拡大を抑制し、都市の既存ストックの有効活用を促進することにより、都市の防災性の向上が図られ、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造を目指す。

II. 区域区分の決定の有無

1. 区域区分の有無

本区域に区域区分は定めない。なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおりである。

本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街地の進行は見られず、用途地域周辺の農林漁業への影響も少ないことから、非線引き都市計画区域としてきたところである。

現在、人口及び世帯数は減少の傾向を示し、産業については停滞している状況であり、今後もこれらが増加、発展に転じることは容易でないと推測される。

今後は未利用地等を有効活用しながら、これまで整備を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については現在の市街地と同程度と想定し、農林漁業との健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。

これに加え市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクト等の予定もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街地の進行は見込まれないものと判断し、区域区分は定めないこととする。

III. 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

本区域では、3・4・1号白鳥大通(国道275号)、3・4・2号天北大通(国道275号)を基軸とし、計画的に市街地の整備が進められてきた。

しかしながら、近年は人口減少・少子高齢化の進行、経済状況の変化等により、商業地区の衰退が進んでいる。

このため、本区域では、都市をとりまく環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とする「コンパクトなまちづくり」を目指し、住宅地、商業業務地及び工業・流通業務地の各用途を次のとおり配置する。

① 住宅地

- ・本区域の住宅地は、一般住宅地及び専用住宅地で構成する。
- ・一般住宅地は、商業業務地の周辺、旭ヶ丘地区及び日の出地区に配置し、中層住宅地として良好な住環境の形成及び保全を図る。
- ・専用住宅地は、3・4・1号白鳥大通(国道238号)北側に配置し、低層住宅地として良好な住環境の形成、保全を図る。

② 商業業務地

中心商業業務地を、3・4・1号白鳥大通(国道275号)沿道の商業業務施設が集積している地区に配置し、引き続きその機能の維持に努め、今後も商業業務地として配置し、商業・業務の利便性の向上を図る。

③ 工業・流通業務地

一般工業地を、3・4・6号旭ヶ丘北通(国道238号)北側の智福地区に位置する浜頓別工業団地、頓別地区の頓別水産加工団地、3・4・1号白鳥大通(国道238号)沿

道の工業施設が集積している地区並びに頓別地区のオホーツク海に面した既に漁業関連施設が集積している地区に配置し、周辺住宅地の住環境に配慮した上で軽工業施設等が集積する工業地の形成を図る。

④ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

市街地の中心部に位置する役場周辺地区は、これまで工業地として土地利用が図られてきたが、現在は工場等が撤退し、一部が公共施設用地として確定しているほかは、土地利用の方向性が定まっておらず、また、商業業務地においても近年空き家、空き地が目立っていることから、今後の土地利用を勘案しながら、用途地域の見直し等適切な土地利用の転換を図る。

(2) 市街地の土地利用の方針

① 居住環境の改善又は維持に関する方針

住居系用途地域内に点在する未利用地については、効率的な土地利用と有効活用の誘導に努め、周辺の良好な住環境と一体となった市街地の形成を図る。

(3) その他の土地利用の方針

① 優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域の内、集団的農用地や、国営・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として用途地域拡大の対象とはしない。

② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

溢水、湛水、津波、高潮、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。

③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

市街地周辺は、基本として市街化を抑制し、樹林地、河川及びクッチャロ湖畔等の自然公園地域の積極的な保全を図る。

④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

用途地域の指定のない区域について、無秩序な土地利用や市街地の拡大を防ぐため、特定用途制限地域の指定等を検討して、土地利用の整序を図る。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設

① 基本方針

a 交通体系の整備の方針

本区域は、道北連携地域宗谷地域の北オホーツクに位置する地方中小都市であり、今後も都市内道路網の重要性は変わらないものと考えられる。

このため、広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に進めるとともに、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と情報技術等を活用し、既存の

交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で交通施設整備を検討する。

これらの考えのもとに、基本方針は次のとおりとする。

- ・都市間や空港及び港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成に合わせ、アクセス道路の整備を進める。
- ・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
- ・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。
- ・公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や交通結節点の整備を進める。
- ・本区域は、道北圏とオホーツク圏及び道央圏を結ぶ交通の要衝の地にあり、広域交通に留意しながら、市街地内の道路網の形成に努め、当町の主要産業である漁業及び農業における良好な産業輸送を確保し、クッチャロ湖やベニヤ原生花園などを活かした観光産業が盛んであることから、観光交通にも配慮した道路網の形成に努める。

b 整備水準の目標

交通体系については、広域的かつ長期的視点に立って必要な路線の道路機能確保に努め、当面の整備水準は以下のとおりとする。

	平成 27 年(2015 年) (基準年)	令和 12 年(2030 年) (目標年)
幹線街路網密度	1.56 km/km ²	1.59 km/km ²

② 主要な施設の配置の方針

a 道路

- ・3・4・1号白鳥大通（国道238号及び275号、主要道道豊富浜頓別線）、3・4・2号天北大通（国道275号）及び3・4・6号旭ヶ丘北通（国道238号）を都市の骨格となる道路とする。
- ・3・4・4号南環状通（町道南環状通線）及びその他の都市計画道路を配置し、都市内道路網を形成する。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

- 3・4・4号南環状通（町道南環状通線）の整備を促進する。

(2) 下水道及び河川

① 基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

ア 下水道

都市の健全な発展と生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図るため、下水道整備を促進する。

イ 河川

流域が本来有している保水・遊水機能の確保を図りつつ、流域の土地利用計画等を勘案して総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境に配慮しつつ、防災と親水を目的として河川及び水辺空間の整備に努める。

b 整備水準の目標

ア 下水道

本区域の下水道普及率は、平成 27 年(2015 年)で 85.4%であり、今後も市街地の下水道の普及を目指し、整備の促進を図る。

イ 河川

河川については、治水の安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。

② 主要な施設の配置方針

a 下水道

浜頓別公共下水道については、下水管渠及びポンプ場を確保し、浜頓別地区に処理場を適切に配置する。

b 河川

頓別川、クッチャロ川及び豊寒別川を主とする河川については、各種開発事業等との調整を図りつつ、総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境と市街地が融合する河川及び水辺空間の整備に努める。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

市街地の下水道未整備地区の下水管渠の整備を促進するとともに、老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら改築更新を図る。

(3) その他の都市施設

- ・ 浜頓別町火葬場については、施設の整備等に関する計画を踏まえて適正な維持管理又は建替整備等を行い、必要に応じて都市計画変更を行う。
- ・ ごみ焼却場及びごみ処理場等の都市施設については、それぞれの施設の整備に関する計画等を踏まえて適切な位置に配置し、公益性並びに恒久的な性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。

3. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

本区域は、オホーツク海に面した市街地の北部にベニヤ原生花園、西部にクッチャロ湖とその周辺に展開する湿原がクッチャロ湖と一体となった良好な自然環境と景観を有しており、北オホーツク道立自然公園にも指定されている。

また、市街地の外縁部を流れる頓別川、クッチャロ川及び豊寒別川の河川空間を骨格とし、良好な自然環境を形成している。

本区域の都市環境の現状を踏まえた上で、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及びその他の機能が総合的に発揮され、かつ、緑とオープンスペースのネットワークの形成やコンパクトなまちづくりに対応するように緑地の整備、再整備又は保全を行い、緑地全体の適正配置を図る。

また、都市公園においては長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進める。

(2) 緑地の配置の方針

① 緑地系統ごとの配置方針

a 環境保全系統

都市の骨格となる緑地として、北オホーツク道立自然公園を配置する。

b レクリエーション系統

日常圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、頓別児童公園を配置

するとともに、週末圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、浜頓別アメニティ公園を配置する。

c 防災系統

災害時における避難地あるいは防災拠点として、浜頓別アメニティ公園を配置する。

d 景観構成系統

郷土的景観を形成するクッチャロ湖及び頓別川を中心に緑地を一体的に整備し配置する。

② コンパクトなまちづくりに対応する緑地の配置方針

コンパクトなまちづくりを進めるため、区域内の公園等緑地の適正配置を進める。また、人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地の適正配置を実現する観点から、長期未着手である頓別児童公園の見直しも含めて、区域内の公園等緑地が都市の利便性上より有効となるように配置する。

(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に進めるため、都市緑地法の規定に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の策定を検討するとともに、各種計画等を踏まえた上で、必要なものを公園等の都市施設や特別緑地保全地区等の地域地区として定める。